平成２３年（フ）第１３０号
鹿児島県鹿児島市上福元町3895番地、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市西原４丁目14番29号アトムアパート205号
債務者　松元　春美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２号
鹿児島県大島郡徳之島町亀徳2038番地１
債務者　眞形健太郎
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第２１８２号
大阪市淀川区十八条３丁目５番36号
債務者　海陸　満輝
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４５１号
大阪府門真市打越町19番８号
債務者　俵　　博司
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８１号
大阪市淀川区塚本２丁目20―１―202、住民票上の住所兵庫県尼崎市戸ノ内町１丁目２番10号
債務者　辰巳　謙治
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５９１号
大阪市阿倍野区三明町２丁目11番20号三明ハイツ302号
債務者　澤井　朋子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６４５号
大阪市旭区赤川１丁目５番15号
債務者　隅田　正樹
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７１０号
大阪市旭区新森４丁目27番23―604号
債務者　梅島　　猛
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２９号
大阪府四條畷市清滝新町12番402号
債務者　松本　　隆
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２号
山形県新庄市下金沢町４番33号　石川アパート１号
債務者　伊藤　純子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第６４号
北海道苫小牧市見山町２丁目１番19号
債務者　新岡　　徹
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第６８号
北海道苫小牧市元町２丁目２番２号
債務者　中川　光幸
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２５号
仙台市青葉区支倉町４番24―1101号
債務者　大町　啓子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
仙台市太白区太白２丁目10番９―504号
債務者　廣谷　義昭
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
仙台市宮城野区幸町３丁目13番７―208号
債務者　杉崎　加織
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６５０号
名古屋市守山区小幡５丁目14番22号　メゾンニックウ305号
債務者　山中　善昭
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０１号
名古屋市熱田区大宝４丁目９番９号　ドール六番町205号
債務者　小林　利夫
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７１号
神戸市東灘区岡本８丁目３番３号
債務者　川井田京一
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部